

社会福祉法人海南市社会福祉協議会  
チャイルドシート等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。以下同じ。）を市民に貸し出す事業を実施することにより市民の子育てに係る補完的役割を果たすとともに、チャイルドシート等の使用を促進し、もって幼児の生命又は身体に対する危害の防止を図ることを目的とする。

(幼児の定義)

第2条 この要綱において「幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

(貸出しを受けることができる者)

第3条 チャイルドシート等の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、運転免許（普通自動車を運転することができるものに限る。）を受けていること。
  - (2) 同居する親族の中にチャイルドシート等を使用すべき幼児がいること。
  - (3) その構造上チャイルドシート等を固定して用いることができる座席を有する自動車を現に使用していること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、帰省、緊急の必要その他やむを得ない事由があると会長が認める場合にあつては、同号に規定する幼児は、同居していることを要しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づくチャイルドシート等の貸出しを受けたことがある者は、当該貸出しに係る幼児に使用することを目的としてチャイルドシート等の貸出しを受けることができない。その同居の親族も、同様とする。

(貸出期間)

第4条 チャイルドシート等の貸出期間は、貸出日から3月以内とする。

- 2 貸出期間は、これを延長することができない。ただし、前条第2項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

(利用料)

第5条 チャイルドシート等の利用料は、無料とする。

(申請手続)

第6条 チャイルドシート等の貸出しを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、チャイルドシート等利用申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) チャイルドシート等を装着する自動車の車両検査証の写し
- (3) その他会長が必要と認める書類

(貸出しの決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、貸出しの可否を決定し、チャイルドシート等貸出（却下）決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(引渡し等)

第8条 前条の規定による貸出しの決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、チャイルドシート等の引渡し前に、当該チャイルドシート等の点検をしなければならない。

2 利用者は、前項の点検を行った後、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) チャイルドシート等利用誓約書（別記様式第3号）

(2) チャイルドシート点検確認書（別記様式第4号（その1））又はジュニアシート点検確認書（別記様式第4号（その2））

3 利用者は、チャイルドシート等のクリーニングに要する費用を負担しなければならない。

4 会長は、第2項各号に掲げる書類及び前項の費用と引き換えにチャイルドシート等を引き渡すものとする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、チャイルドシート等を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱説明書に従い、チャイルドシート等を正しく取り付けて使用すること。

(2) 自動車を運転する前に、チャイルドシート等が正常に機能することを点検すること。

(3) チャイルドシート等に異常及び損傷が生じた場合は、直ちに使用を中止し、会長に報告し、その指示を受けること。

（譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、当該チャイルドシート等を貸出しの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（変更内容の届出）

第11条 利用者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに会長に対し、チャイルドシート等利用変更届出書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（貸出しの取消し）

第12条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チャイルドシート等の貸出しを取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりチャイルドシート等の貸出しを受けたとき。

(2) 第3条第3項に規定する目的のためチャイルドシート等の貸出しを受けたとき。

(3) 第9条各号に掲げる事項を遵守していないとき。

(4) 第10条の規定に違反して、同条に規定する行為をしたとき。

(5) 故意に前条の規定による届出をしないとき。

2 利用者は、前項の規定により貸出しを取り消されたときは、直ちにチャイルドシート等を会長に返却しなければならない。

（チャイルドシート等の返却）

第13条 利用者は、貸出期間が経過したとき、又は第3条第1項各号に該当しなくなったときは、遅滞なくチャイルドシート等を会長に返却しなければならない。

（賠償責任）

第14条 利用者は、チャイルドシート等を紛失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（台帳の整備）

第15条 会長は、貸出しの状況を明確にするために、チャイルドシート等貸出台帳（別記様式

第6号)を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。